

件名:【重要な御連絡】特定技能制度を担う新団体の経済産業大臣登録完了及び新団体への入会手続について

工塗連

外国人雇用育成委員会 委員各位

毎度、お世話になります。

以下、特定技能1号外国人雇用の協議会が新機関(JAIM)への移行措置です。

理事会等の場にて、傘下組合員へのご周知をお願い致します。

工塗連ニュース及び工塗連HPでもお知らせしております。

ホームページも開設されました。

<https://www.jaim-skill.or.jp/>

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会構成員 各位

平素よりお世話になっております。

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会(以下「協議会」)事務局でございます。

本日6月25日、一般社団法人工業製品製造技能人材機構(以下「JAIM」)が、工業製品製造業分野で特定技能制度の運営を担う「特定技能外国人受入事業実施法人」として、経済産業大臣の登録を受けました。JAIMは、工業製品製造業分野に関連する各業界団体により構成される団体です。

(JAIM HP) <https://www.jaim-skill.or.jp/>

工業製品製造業分野で特定技能外国人を雇用している事業所や、今後雇用しようとしている事業所は、関係法令に基づきJAIMへの入会が必須となります。

現在協議会に入会済みの事業所も、賛助会員として、改めてJAIMに入会いただく必要がございます。

JAIMへの入会に係る手続等は以下のとおりです。

御確認・御対応をいただけますよう、お願い申し上げます。

1. JAIM への入会期間

JAIMへの賛助会員入会手続期間は、【令和7年7月1日(火)～7月22日(火)】です。7月1日に改めて、入会手続開始の案内を差し上げます。その後、7月22日(火)までに申請完了いただき、申請内容に要確認事項があればJAIM事務局とやり取りを行い、8月下旬以降に年会費納付案内、9月下旬までに年会費をお支払いいただく予定です。

JAIMに御所属いただけない事業所は、今後、特定技能外国人の受入れができなくなりますので、遅滞なくお手続きいただけますよう、お願い申し上げます。

(参考:在留諸申請時の書類変更等について)

https://www.sswm.go.jp/assets/files/20250526_Important_Information.pdf

2. JAIM への入会手続概要・マニュアル等

協議会構成員の方がJAIMへ賛助会員として入会する際の手続概要は、以下のとおりです。

手続の詳細方法は、以下リンクのマニュアルを御覧ください。協議会構成員の方は、マニュアル中の「Aパターン」で手続をお願いいたします。

<https://www.jaim-skill.or.jp/entry/>

入会受付が開始する7月1日(火)には、手続の様式や、JAIMが設置予定の入会専用相談窓口等について御案内予定です。

<手続 1>

皆様に御用意いただく資料量を削減するため、協議会が有する貴事業所の情報を JAIM に移行する旨を御同意いただく書類(情報移行同意書(様式 1))を、メールにて本協議会宛て提出をお願いいたします。情報移行に同意いただけない場合、JAIM の入会時に改めて、貴事業所の該当産業分類や製品情報等に関する資料を御提出いただく必要があります。

7 月 1 日(火)に改めて様式と提出先を御案内いたします。

<手続 2>

手続 1 に続いて、JAIM の HP から賛助会員としての入会手続をお願いいたします。

入会申請時に御提出いただく資料(様式 2～5)がございますので、御確認の上、御対応をお願いいたします。

なお、JAIM への入会・所属継続に当たっては、年会費をお支払いいただく必要がございます。2025 年度については、賛助会員の年会費は半額とし、以下のとおりとなります。

年会費の納付手続は、8 月下旬以降、入会申請の確認が完了した方から順次御案内いたします。

中小企業 3 万円、大企業 4 万円(JAIM の正会員である業界団体に所属する場合)

中小企業 3.15 万円、大企業 4.15 万円(JAIM の正会員である業界団体に所属しない場合)

以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会事務局

E-mail : seizo-tokuteigino-kyogikai-jimukyoku@sswm.go.jp